

特集趣旨

渡辺 克典

(立命館大学)

本特集は「障害／社会」の第4弾として位置づけられている。第1から第3までについては、以下の冊子、あるいはウェブ上の全文掲載をご確認いただきたい。

『インクルーシブ社会研究』第5号、立命館大学人間科学研究所、2015年

[https://www.ritsumeihuman.com/publication/](https://www.ritsumeihuman.com/publication/publication902/publication1027/)

[publication902/publication1027/](https://www.ritsumeihuman.com/publication/publication902/publication1027/)

『インクルーシブ社会研究』第11号、立命館大学人間科学研究所、2016年

[https://www.ritsumeihuman.com/publication/](https://www.ritsumeihuman.com/publication/publication902/publication1035/)

[publication902/publication1035/](https://www.ritsumeihuman.com/publication/publication902/publication1035/)

『生存学研究センター報告書』第28号、立命館大学生存学研究センター、2017年

[https://www.ritsumeai-arsvi.org/publication/](https://www.ritsumeai-arsvi.org/publication/center_report/publication-center28/)

[center_report/publication-center28/](https://www.ritsumeai-arsvi.org/publication/center_report/publication-center28/)

(第4弾に至れば「シリーズ」を名乗ってよいだろうという見込みのもと)本シリーズは、これまで連続セミナー「障害／社会」の講演録を中心として掲載してきた。ただし、2014年度から開催してきた連続セミナー「障害／社会」は、2017年度には開催していない。これは、年度計画において土曜講座の依頼があり、曜日設定等が「一般市民が参加しやすいように」というこれまでの連続セミナーの開催形態とも適合するため、土曜講座のテーマを「障害／社会」とすることを提案し、承認されたためである。2018年には連続セミナー「障害／社会」を生存学研究センター主催にて開催することができたため、本特集には2018年2月に開催された土曜講座「障害／社会」と、2018年5月に開催された連続セミナー「障害／社会」の内容が掲載されることになった。

土曜講座「障害／社会」

土曜講座は2月に3回開催された。それぞれの回は以下の案内文とともに広報されている。

2018年2月3日(第3228回)

「障害者運動と法制度の現在——障害当事者の立ち上がりから障害者権利条約批准まで」

立命館大学生存学研究センター客員研究員

認定NPO法人DPI日本会議 副議長

尾上浩二

日本政府は2014年に国連・障害者権利条約を批准しました。この条約は、「障害は、機能障害と社会的障壁の相互作用によってもたらされる」との社会モデルの考え方に基づき、あらゆる形態の障害者差別を禁止し、分け隔てられることのないインクルーシブな社会を各国政府に求めています。

障害当事者が社会運動の主体として登場して半世紀近くが経ちます。当時、「障害の社会モデル」という言葉はまだありませんでしたが、「障害者が街に出れば差別に当たる」と社会による障壁を直感的につかんでいました。社会的障壁に立ち向かい、施設や病院ではなく地域で、共に学び育つ保育・教育を、誰もが使える交通機関をと求めた運動が果敢に取り組みされてきました。

当初は「異端視」された障害当事者運動は長年の取り組みを経て、2013年には障害者差別解消法の制定を実現し、権利条約の批准に至りました。一方、昨年7月には権利条約や差別解消法が目指すインクルージョンとは真逆の障害者排除を企図した相模原障害者殺傷事件が起き、あらためて障害者差別の根深さを示しました。

本講座では、障害者運動に40年近く関わってきた講師の経験も交えながら、障害者運動と法制度に関する歴史を紹介するとともに、今後の課題をともに考えていきたいと思えます。

2018年2月10日（第3229回）

「公正な社会を阻んでいるものは何か——障害者差別解消法と合理的配慮概念を手掛かりに」

立命館大学生存学研究センター客員研究員
大阪市立大学非常勤講師
松波めぐみ

ご記憶の方もいるだろう。昨年（2017）年6月、奄美空港で車いすを使う男性が、LCC（格安航空会社）であるバニラエア機への搭乗を拒否され、やむなく腕を使ってタラップを這い上がるという事件があった。この件では男性が、2016年から施行されている障害者差別解消法に基づく相談窓口相談したことにより、バニラエアが「不当な差別的取り扱い」（要は差別）を行ったことが認められ、改善策として設備が購入された。もう同じような差別は許されなくなったのである。法律ができたことの成果といえる。

ところが、この件に対する世間の反応はとてつもなく奇妙だった。最初こそ同情が起こったが、「事前連絡しなかった」等、見当違いな理由で男性へのバッシングが起こったのである。まだまだ障害のある人が同じ「権利」を享受できるよう社会を変えていくという法の趣旨が知られていないこと、障害者の生活は制限されて当たり前と思われていることを私は痛感した。

講座では、法律やキーワードの「合理的配慮」について、具体例も使ってわかりやすくお話ししたい。あなたも私も安心して生きられる「公正な社会」とは？それを阻むバリアを取り除くために何ができるのかを一緒に考えてみたい。

2018年2月17日（第3230回）

「障害女性の生きづらさに向かい合う」

立命館大学生存学研究センター客員研究員
名古屋市立大学非常勤講師
河口尚子

障害者権利条約第6条において、「障害のある女性や少女が複合的な差別を受けている」とあるように、差別の複合性が着目されている。

ある人が複数の事由に基づく差別を経験し、その結果、複雑化あるいは増幅した差別が引き起こされる状態のことである。つまり単にある差別に別の差別が付加されるということではなく、互いに絡み合

い複雑に入り組んでいる状態を指している。被害は過重的になるにもかかわらず、個々の事由による差別が実証されにくいこともある。その複雑な状況を捉えるための分析軸として「交差性（Intersectionality）」という概念が用いられるようになっていく。

今回、この複雑に入り組んだ状態を捉えるため、あらかじめ「差別」の経験を特定し、それに当てはまる差別事例を収集するというアプローチはとらず、障害女性にとって「生きづらさ」を感じさせた出来事、およびそれへの意味づけを重視し、聞き取り調査を行っている。障害女性を感じている「問題」の背景に、さまざまな複数の事由がどのように同時に相互に作用して、一人一人の障害女性の生きづらさにつながっているのか、聞き取り調査をもとに考えていきたい。

土曜講座の開催ならびに本特集の収録に関する手続きに際して、研究部衣笠リサーチオフィス土曜講座事務局のみなさんにはたいへんお世話になりました。入試日程との調整、当日の運営等、土曜講座の開催にご助力あってこそ身に染みております。この場を借りて、お礼を申し上げます。

連続セミナー「障害／社会」第11回、第12回

連続セミナー「障害／社会」の第11回となる「障害者権利条約の報告と審査——台湾（中華民国）政府審査とその経験」と第12回「コスタリカ障害者自立推進法と当事者活動」は以下の日時・会場で開催された。第11回は講演者である長瀬修氏を研究代表者とする科研費・基盤研究（C）「東アジアにおける障害者権利条約の実施と市民社会」（18K01981）と、立岩真也氏を研究代表者とし、渡辺も研究分担者をつとめている科研費・基盤研究（B）「病者障害者運動史研究」（17H02614）と共催事業となった。

日時：2018年5月18日（金）18：30～21：00（開場18：00）

会場：キャンパスプラザ京都2階第一会議室

主催：立命館大学生存学研究センター

共催：科研費・基盤研究（C）「東アジアにおける障害者権利条約の実施と市民社会」、科研費・基盤研究（B）「病者障害者運動史研究」

連続セミナーが連続できること、そして特集が「シリーズ化」できていることは継続したお力添えがあってこそです。立命館大学人間科学研究所『インクルーシブ社会研究』第5号と第11号、『生存学センター報告』第28号にお名前を記させていただいた方々に加え、このたびの「障害／社会」ならびに本特集を作成するにあたって、生存学研究センター事務局（元をふくむ）の平田良佑さん、長谷川倫子さん、加島美和さん、蒲田梨恵さんにはたいへんお世話になりました。この場を借りて、厚くお礼を申し上げます。

